



6 長野県新型コロナウイルス感染症対応資金

(1) 貸付対象者

次のアからウのいずれかの認定を受けた中小企業者（ただし、県内に事業所等を有するものに限る）。

ア 中小企業信用保険法（以下「保険法」という。）第2条第5項第4号の規定による認定（令和二年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）（※1）

イ 保険法第2条第5項第5号の規定による認定（※1）（※2）

ウ 保険法第2条第6項の規定による認定（令和二年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）（※1）（※3）

※1 保険法第3条の3の規定による特別小口保険にかかる保証を除く。

※2 売上高等の減少を要因としないものを除く。

※3 本制度を利用する場合は、危機関連保証制度要綱（平成29年10月25日付け20171023中庁第1号）を適用しないものとする。

(2) 貸付条件

貸付限度額	設備資金・運転資金合計で 6,000 万円
貸付利率	前記(1)貸付対象者のうち、認定書に記載された売上高等の減少率が15%以上の者の場合
	年1.3%
	前記(1)貸付対象者のうち、認定書に記載された売上高等の減少率が5%以上の者の場合
	年1.6%
	なお、一定の要件を満たす者に対し、別途定める方法により貸付から3年の間に生じる利子について補給を行う
貸付期間	設備資金 10年以内（うち据置5年以内） 運転資金 10年以内（うち据置5年以内） うち借換 10年以内（うち据置5年以内）
貸付形式	証書貸付又は手形貸付
保証割合	前記(1)貸付対象者ア及びウについては100%（全部保証） 前記(1)貸付対象者イについては、申込金融機関の選択した責任共有制度（責任共有制度要綱（平成18・9・12中庁第2号）に定める制度をいう。）の方式によるものとする
信用保証料率	借入金額に対し、0.85% （但し、本制度における経営者保証免除対応（※1）を適用する場合は0.2%を上乗せする）
担保	徴しない（※2）
保証人	原則として法人代表者以外不要 経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証不要

返済方法	原則として均等分割返済 保証期間が1年以内の場合は一括返済でも差し支えない
その他	信用保証付き融資について借換が可能

※1 本制度において、次の①及び②を満たす場合に、保証料率を0.2%上乗せすることにより経営者保証を免除する。

①直近の決算書が資産超過であること

②法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていない。

※2 既設定根抵当権を除く

(3) 申込書類

ア 共通提出書類	
① 融資申込書（様式第1号の3）	
② 市町村長の発行する認定書の写し（保険法第2条第5項第4号、同条同項第5号又は同条第6項の規定によるもの）	
③ 委任状及び振替承諾書（長野県中小企業融資利子補給補助金交付要綱に定める様式第2号）	
※利子補給の適用とならない場合は不要	
④ 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金使途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる）	
⑤ 金融機関又は保証協会等が必要とする書類	
イ 前記（2）貸付条件※1の経営者保証免除対応を適用する場合	
⑥ 経営者保証免除対応確認書	
ウ 設備資金の場合	
⑦ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可）	
⑧ 建築確認済証の写し（建物を対象とする場合に限る）	
⑨ 土地売買契約書案等、土地の価格が確認できる書類（土地を対象とする場合に限る）	
⑩ 事業所以外の場所に設置する設備にあっては、設置場所の略図	
エ 提出部数	
2部（金融機関及び保証協会等あて。なお、③は金融機関及び県あて。⑤は各機関の定めるところによる）	

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（4）に該当。

(5) その他のポイント

ア 貸付対象者

県内における営業期間が1年未満のものであっても、前記（1）貸付対象者における認定を取得した者にあつては、貸付けの対象となる。

イ 資金使途

経営の安定に必要な事業資金であること。

ウ 借換条件

借入金を借換えるための資金も運転資金として対象となるが、その場合は、次のすべての条件を満たすこと。

- (ア) 信用保証付き融資に限り借換が可能であること。
- (イ) 同一金融機関での借換であること。
- (ウ) 借換により従前の借入金を一括返済すること。
- (エ) 融資申込書（様式第1号の3）の「資金必要理由」欄に、資金使途が借換である旨を記載すること。
- (オ) 借換保証制度要綱（平成15年1月31日付け平成15・01・30中庁第1号）の定めにかかわらず、次の(1)又は(2)の保証を責任共有制度の対象外（100%保証）となる本制度の保証で借換えることができるものとする。
 - (1) 令和2年1月29日以降から本制度取扱い開始日前日までに貸付実行された責任共有制度の対象となる保証
 - (2) 責任共有制度の対象となる本制度の保証
- (カ) 次に掲げる場合を除き、他の金融機関扱いの本制度の保証を本制度の保証で借換えることはできないものとする。
 - (1) 責任共有制度の対象となる本制度の保証を、責任共有制度対象外（100%保証）となる本制度の保証で借換える場合
 - (2) 法人代表者の連帯保証が付された本制度の保証を、経営者保証免除対応を適用した本制度の保証で借換える場合

エ 信用保証料の補助

前記(1)貸付対象者ア～ウの認定において認定書に記載された売上高等の減少率が15%以上のもの、及びイの認定において申込人が個人事業主かつ小規模企業者（※）であるものについては全額を国が補助し、それ以外のものについては2分の1を国が補助する。

ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外とする。

※ 常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）を主たる事業とする事業者については5人）以下のもの。

オ 期中管理

取扱金融機関は、据置期間が1年を超える場合、据置期間中モニタリングを行い、半年に一度、信用保証協会に対し、その内容を報告するものとする。ただし、報告について、令和2年12月31日までは当該報告を猶予することができる。なお、取扱金融機関がモニタリング内容の報告を行わなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

カ 取扱期間

令和2年5月1日から令和3年3月31日までに保証申込を受け付けたもので、かつ令和2年5月1日から令和3年5月31日までに融資実行されたものとする。

キ その他

貸付期間が同一の場合に限り、設備資金・運転資金の一括申込みができるものとする（ただし、設備資金及び運転資金それぞれの金額を明記すること）。